

令和4年度定期監査報告書

(令和3年度・令和4年度執行分)



島根県江津市監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、江津市監査基準第4条第1項第1号で定める財務に関する令和4年度定期監査を実施し、地方自治法第199条第9項及び江津市監査基準第20条第1項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

令和5年2月6日

江津市監査委員 森 崎 延 正

同 山 根 兼三郎

目 次

第1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の対象(ヒアリングを実施した課)	1
3 監査の期間	1
4 弁明、見解等聴取	1
5 監査の実施状況	2
6 重点監査事項及び着眼点	3

第2 監査結果の概要

(1)指摘事項(要改善)及び意見の件数	5
(2)指摘事項(要改善)	6
(3)意見	7
(4)提案	7

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第1項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意し、江津市監査基準に準拠して令和4年度定期監査を実施した。

2 監査の対象（ヒアリングを実施した課等）

令和3年度及び令和4年度における江津市の事務及び事業の全般を対象とした。併せて、財政援助団体等の実地調査も実施した。

- (1) 本庁の課（支所を含む）及び教育委員会等への監査（地方自治法第 199 条第 1 項・第 4 項）

市の事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意して監査した。

- (2) 財政援助団体等への監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

財政援助等の目的に沿って事業が行われているかを検証するとともに、必要に応じて団体を所管する課の指導状況についても監査した。

なお、本市では、本庁各課（支所を含む）及び委員会を対象として概ね3年に1回を周期として定期監査をすることになっている。今年度は、7課、2委員会、2教育施設及び1財政援助団体等を対象とし、監査を実施した。

3 監査の期間

令和4年 11 月 14 日（月）から令和5年1月 23 日（月）まで

4 弁明、見解等の聴取

江津市監査基準第 19 条の規定に基づき、定期監査を実施した結果導き出される指摘及び意見等に関する報告を決定の前に、対象課等の長から弁明、見解等を聴取した。

5 監査の実施状況

◆今年度監査対象(ヒアリングを実施)

実施日程	監査対象課・財政援助団体等	監 査 実 施 会 場
令和4年11月14日(月)	農業委員会	本庁会議室2-2
令和4年11月15日(火)	下水道課	水道課会議室
	社会福祉協議会*	パレットごうつ会議室
	選挙管理委員会	分庁舎会議室
令和4年11月16日(水)	川波小学校	川波小学校
	青陵中学校	青陵中学校
	政策企画課	本庁会議室2-2
	市民生活課	本庁会議室2-2
令和4年11月17日(木)	社会福祉課	本庁会議室2-2
	学校教育課	教育委員会会議室
	人事課	本庁会議室2-2
	地域振興課	本庁会議室2-2

「*」は、財政援助団体等を示す。

◆資料提出を求めた課

監査対象課を含め、下記の項目について資料の提出を求めた。

① 消耗品費の支出状況 全課(水道課を除く)

※ 予算を計画的に執行しているか。購入が年度末に集中していないか等を確認のため。

② 補助金の実績報告の提出状況

総務課・地域振興課・人権啓発センター・人事課・社会福祉課・健康医療対策課
高齢者障がい者福祉課・子育て支援課・農林水産課・商工観光課・学校教育課

※ ヒアリングを行った課において、事業完了から2カ月以上経過してから実績報告書が提出されたケースがあったので、実績報告書提出日について確認のため一部の補助金について調査した。

6 重点監査事項及び着眼点

監査対象の事務・事業の内容に応じて、次の重点監査事項を選定して実施した。

区 分		主な着眼点	農 業 委 員 会	下 水 道 課	選 挙 管 理 委 員 会	政 企 画 策 課	市 民 生 活 課	社 会 福 祉 課
1	予算の執行状況<令和3年度・令和4年度(8月まで)>	適正に執行されているかについて確認	○	○	○	○	○	○
2	委託料の契約、支出状況	契約は適正に行われているかについて確認(決裁稟議書等へ決裁日が記入状況等) 随意契約の場合、随意契約ガイドラインに基づく理由書が添付されているかについて確認	○	○	○	○	○	○
3	使用料の契約、支出状況	契約状況等について確認					○	
4	補助金の支出状況	一連の手続きについて、適正になされているかを確認	○	○	○	○	○	○
5	消耗品費の支出状況<出納整理期間の支出状況>	購入が年度末に集中していないか等について確認	○	○	○	○	○	○
6	管外旅行命令簿の確認	様式及び記入状況について確認	○	○	○	○	○	○
7	資金前渡整理簿の確認	必要事項の記載状況について確認	○	○	○	○	○	○
8	前回(令和元年度)定期監査への対応	対応状況について確認	○	○	○	○	○	○
9	財政援助団体等における出納その他の事務の執行	市からの補助金の執行状況について確認						
10	空調設備の設置状況	現在の設置状況について確認						
11	タブレットの使用及び管理状況	有効に活用されているか、適正に管理されているかについて確認						
12	備品の管理状況	管理状況及び備品台帳について確認						
13	AEDの設置及び管理状況	設置場所、管理状況について確認						
14	消防用設備の設置及び管理状況	設置及び管理状況について確認						
15	避難経路の表示状況	表示状況について確認						

区 分		主な着眼点	学 校 課 教 育 課	人 事 課	地 域 課 振 興 課	川 波 小 学 校	青 陵 中 学 校	社会福社会 協 議 会
1	予算の執行状況<令和3年度・令和4年度(8月まで)>	適正に執行されているかについて確認	○	○	○			
2	委託料の契約、支出状況	契約は適正に行われているかについて確認(決裁稟議書等へ決裁日が記入状況等) 随意契約の場合、随意契約ガイドラインに基づく理由書が添付されているかについて確認	○	○	○			
3	使用料の契約、支出状況	契約状況等について確認	○					
4	補助金の支出状況	一連の手続きについて、適正になされているかを確認	○	○	○			
5	消耗品費の支出状況<出納整理期間の支出状況>	購入が年度末に集中していないか等について確認	○	○	○			
6	管外旅行命令簿の確認	様式及び記入状況について確認	○	○	○			
7	資金前渡整理簿の確認	必要事項の記載状況について確認	○	○	○			
8	前回(令和元年度)定期監査への対応	対応状況について確認	○	○	○			
9	財政援助団体等における出納その他の事務の執行	市からの補助金の執行状況について確認						○
10	空調設備の設置状況	現在の設置状況について確認				○	○	
11	タブレットの使用及び管理状況	有効に活用されているか、適正に管理されているかについて確認				○	○	
12	備品の管理状況	管理状況及び備品台帳について確認				○	○	
13	AEDの設置及び管理状況	設置場所、管理状況について確認				○	○	
14	消防用設備の設置及び管理状況	設置及び管理状況について確認				○	○	
15	避難経路の表示状況	表示状況について確認				○	○	

第2 監査結果の概要

監査の結果、前述概要のとおり監査を行った限りにおいて、概ね適正であると認められた。

なお、今回の監査における、「指摘事項(要改善)」、「意見」等は次のとおりである。必要な措置を講じ適正な事務の執行に努められたい。

その他、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項については、その都度担当職員に口頭で助言を行ったので記述は省略する。

(1) 指摘事項(要改善)及び意見の件数

区分	委託契約		補助金		旅行命令簿		その他		課ごとの計	
	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見
農業委員会		1				1				2
下水道課										
選挙管理委員会						1				1
政策企画課	1	1							1	1
市民生活課	2	1							2	1
社会福祉課	1	1				1			1	2
学校教育課				1		1				2
人事課		1	1	1		1			1	3
地域振興課	1	1				1			1	2
川波小学校										
青陵中学校								1		1
社会福祉協議会		1								1
項目ごとの計	5	7	1	2	0	6	0	1	6	16

(2) 指摘事項(要改善)

① 随意契約を行う場合の様式及び理由(該当項目)

【確認された事例】

ヒアリングを行った9課では、令和3年度の委託契約総件数 184件中178件(96.7%)が、令和4年度の委託契約総件数 145件中137件(94.5%)が随意契約であった。

随意契約により業務を行う旨の決裁稟議書に添付されている「随意契約選定理由書」が所定の様式でない事例、また、選定理由がどの項目に該当するのか記載されていない事例があった。

【根拠もしくは正しい表記】

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2、江津市財務規則第108条及び第108条の2で規定されている。また、江津市随意契約ガイドラインでは詳細な説明がなされ様式も定められている。

【改善指示】

随意契約を行う場合の「随意契約選定理由書」は定められた様式を使用し、理由についてはどの項目に該当するかを明記すること。

② 契約書に記載されている「遅延損害金」の率

【確認された事例】

契約書中、遅延損害金の条項に誤った「率」が記載されている事例があった。

【根拠もしくは正しい表記】

遅延損害金については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定されており、「率」は、財務省告示により示される。したがって年度ごとに変更となる場合がある。

【改善指示】

「率」が変更になっても対応できるように契約書には、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率」と表記すること。

③ 補助金交付先からの実績報告書の提出

【確認された事例】

補助金交付先から実績報告書が、事業完了後2カ月以上経過して提出されている事例があった。

【根拠もしくは正しい表記】

補助金の実績報告書の提出については、「江津市補助金交付規則」に、事業完了後速やかに行うように定められている。

【改善指示】

「補助金交付規則」の規定を遵守し、交付先に事業完了後速やかに提出するように指導すること。

(3) 意見

① 決裁稟議書への「決裁日」・「施行日」の記入

【確認された事例】

委託契約や補助金交付についての決裁稟議書に「決裁日」・「施行日」が記入されていない事例が見られた。

【根拠もしくは正しい表記】

契約日や補助金交付決定日は「決裁日」となることから記入が必要である。

【改善要望】

決裁稟議書へは「決裁日」・「施行日」を記入すること。

② 管外(県外)旅行命令簿への帰着日の記入

【確認された事例】

帰着日を記入していない事例が見られた。

【根拠もしくは正しい表記】

確認した旅行命令簿には、復命の記事はなく旅行が完了したことが確認できない。

【改善要望】

帰着日を記入すること。(旅行の完了確認のため)

全課に関係することなので、人事課から全課へ周知すること。

(4) 提案

① 長期継続契約の検討

単年度契約としている業務の中には長期継続契約が可能と考えられるものもあるので比較検討すること。

また、比較検討した資料を決裁稟議書に添付すること。

② 「指定管理料」の検証

指定管理を行っている施設の「指定管理料」について検証すること。

③ 消耗品費の支出状況

出納整理期間である「5月」に支出された事例があった。

3月中に受領した消耗品の代金を5月に支出するということは、請求書の遅延等が想定される。請求書の早期発行を促すとともに、会計年度は、4月から翌年3月までであるということを再認識し予算の執行に当たって頂きたい。